

石狩市要綱第 号

石狩市自治基本条例策定組織設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称)石狩市自治基本条例(以下「条例」という。)の案の策定に当たる組織に関して必要な事項を定めるものとする。

(市民会議)

第2条 条例案の骨子を策定する組織として、みんなでつくる自治基本条例市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

2 市民会議は、市長の依頼に応じ条例案の骨子を策定するほか、市が行う条例のPR等に協力するものとする。

3 市民会議は、市内に在住し、又は通勤通学する満18歳以上の者を対象として市長が行う公募に応じた市民すべてで構成する。

4 市長は、市民会議の会員に対して会員証を発行する。

5 市民会議に代表その他必要な役員を置く。

6 市民会議は、条例案の骨子を市長に提出した後も、市が作成する条例案に対して、必要に応じ意見を述べることができる。

第3条 市民会議の事務を処理する組織として、運営会議を設置する。

2 運営会議は、市民会議の会員若干人及びサポートスタッフで構成する。

3 サポートスタッフは、市長が指名し、又は公募により選考された市職員がその任に当たる。

第4条 前2条に定めるもののほか、市民会議及び運営会議の役割、運営方法その他必要な事項は、市民会議及び運営会議において定める。

(自治基本条例検討アドバイザー)

第5条 市長は、学識経験者を自治基本条例検討アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)として委嘱する。

2 アドバイザーは、市民会議及び運営会議に対して専門的見地からの助言を行うものとする。

3 アドバイザーの任期は、1年以内とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月10日から施行し、条例が公布された日限り、その効力を失う。